

令和7年度第2回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
議事録

日 時：令和8年3月6日(金) 午前10時～午前11時27分

会 場：武蔵野市役所111会議室

参加者：(委員) 後藤会長、久保田副会長、照井委員、野村委員、中川委員、
篠宮委員、大久保委員、馬庭委員、浅見委員、山崎委員
(事務局) (市) 福山地域支援課長、深見課長補佐、宇田川主事
(福祉公社) 小島理事長、藤本常務理事、堀田成年後見利用支援
センター長、高橋権利擁護センター長、定作

1 第2期成年後見制度利用促進基本計画進捗状況報告

- ① 第2期成年後見制度利用促進基本計画進捗状況報告
- ② 武蔵野市成年後見利用支援センター 業務報告(令和7年4月～8年1月)
- ③ 福祉公社利益相反事例報告
- ④ 市民講演会 実施報告
- ⑤ 親族後見人のつどい 実施報告

○事務局説明(資料2～6)(省略)

【委員】

親族後見人のつどいで講師を務めました。思いのほか80代以上の方が多い。後見人も高齢になってきていると、このアンケートを見て思いました。

非常に参考になったと感じていただけた方がいて、私も良かったと思います。

予想以上に参加者に来ていただきました。今回は私が話す時間が長く、参加者同士のお話の時間はそれほど長くはなかったのですが、続いていくと来ていただく親族後見人同士のつながりができて、会の意味ができてくると思うので、今後も続いていけたら良いと思います。ありがとうございました。

【会長】

市民講演会のアンケートを見て、障害のお子さんを持つ親の方の参加が結構あったようで、私は障害者の後見制度についての周知、啓発をしています。成年後見制度の基本的なことを知りたいというニーズもまだまだ高いと感じました。参加者55人は結構

多いですね。

親族後見人のつどいは、実際に後見をしている方も交えて、これから実施していくということですか。

【事務局】

11名参加のうち、半分ぐらいがすでに親族の後見人である方、残りはこれから自分の親につけたいと考えているとか、障害のあるお子さんの後見人になろうと思っているという方だったと記憶しております。

【事務局】

障害をお持ちのごきょうだいの方に親族後見でついている方が結構いらっしゃったのと、今後考えているという方の中にも、障害をお持ちのごきょうだいへの親族後見を考えている方がいらしたのが印象として残っています。

話はちょっとずれますが、お話の中で制度に対する不満をお持ちの方もいて、信託で自由にお金が使えないことへの不満だとか、年1回の報告が大変だという話があって、講師の先生は制度に関して全く責任はないのですけれども、サンドバッグのようなことになって申しわけないのと、対応いただいて本当にありがたかったです。

【委員】

親族後見の方は、ふだん大変な後見業務をされて、それを家庭裁判所（家裁）に報告しても、家裁は提出されて当然のものには何も反応しない。出さないと連絡が来て、提出を求められるけれども、出したところで何も返答がない。なおかつ家裁からあれをやれ、これをやれということだけ連絡が来る。それをふだん話す機会もないし、もやもやしているものがある。こういう機会にその気持ちを発散したいということもあると思います。他市でも同様に、家裁に対する不満をぶつけに来る方が必ずいらっしゃいます。発散できる機会も必要ですので、講師はそれを覚悟の上で参加する。これは仕方がない。それも会の1つの意味だと思しますので、参加者が発散できて良かったと思います。

【事務局】

市民講演会について、例年秋口の午後でしたが、今回8月の午前で開催したところ、参加者が増えました。来年以降もこういう形で、全体のイベントのバランスを考えながら、制度周知についての講演会を早め実施したいと思っています。

【会長】

長年講演会などを開催していると、ある程度専門的な、深掘りしていく形になって、改めて成年後見制度とは何か、という基礎的な内容がおろそかになってくるところがあ

ります。年度の早い時期に基礎的な講座をしていただけると、リンクしながら進められるので、非常にありがたいと感じます。

⑥ 成年後見制度学習会・相談会 実施報告

○事務局説明（資料7）（省略）

【委員】

後半の個別相談は1件担当しました。将来、亡くなった後に遺産分割として家族で分けようと思っていたが、学習会の内容を踏まえると、後見人を選任してもらって今のうちに財産を分けるべきかという、成年後見というよりは、生前贈与か相続で遺産分割かという相続のよくあるご相談でした。

全体としては、最初の私の担当のところで大幅に時間が超過してしまい、質疑応答の時間を丸々潰すことになってしまって、本当に申しわけなかったと思います。どこかを削らないといけないので、どこを削るべきかをゆっくり検討したいと思います。

【委員】

私の個別相談も、遺言をつくっておいて相続に備えるべきか、それとも後見制度を使うべきか、といった質問でした。

アンケートにありましたが、事例に関しての質問がしたかったというご意見があったので、次回はその時間が取れたら良いと思います。

【委員】

私は、今年は事例を1つに絞らせていただいたので、こういう形で後見を行っています、専門職としてこんな形でかかわっていますということがうまくお話しできたと思います。

第2部の相談会は、1件目の方が、四国にいらっしゃるお母様が倒れてしまって、自分は引き取れないし、お母様も自分の住む地域にいたいということで、どこにどういう形で相談したら良いかという相談でしたので、まずはお母様のお住まいの地域の地域包括支援センターに相談して、要介護の認定をいただくことと、24時間見守りのサービスもあったりするので、そういうのもいろいろと包括さんに相談しながら進めるのが良いみたいな、後見とはあまり関係ない相談でした。

もう一件は、半年前にご夫婦でこちらに引っ越してこられた。前住地ではいろいろとデイサービスを受けていたけれども、こちらでは半年たってもまだ何も受けていない。紹介されたケアマネジャーさんは、電話はくれたけれども来てくれていないという、後見とはまた違う相談でしたが、社会福祉士の立場から助言しました。

【事務局】

福祉公社で受けた相談は4件ありました。内容としては、まだ認知症ではない高齢のお母さんに後見人をつけたほうが良いかという相談に対しては、制度としては認知症など判断力が低下されてから使うものであることと、任意後見について説明しました。

それから、障害のお子さんに就いている後見人さんとのやりとりがしづらくて、娘の収支のことを聞けないけどどうしたら良いかという相談だったので、後見人さんに直接聞いていただくしかないかなというアドバイスをしました。

あとは一般的な制度の質問がありました。

【会長】

私は司会の立場で参加しましたが、制度の説明は時間がオーバーしましたが、内容的には非常に良かったと思っています。ただ、質疑応答の時間もあつたほうが良いと思うと、全体の構成をどうするか、というところですね。ポイントを絞ったほうがいいのか、またはもう少し円滑な進行ができるのか。あと、全体の時間配分、そういった検討が必要だと思いました。

実際に参加された方から、何か感想や意見はございますか。

【委員】

うちの事業所の職員が、この学習会に参加しました。事例をいろいろ聞かせてもらい、さまざまなタイプを勉強することができました。

身近にある事例なので、これからも興味を持ってもらえるように、こういった会があることをケアマネにも周知していければ良いと思います。

【会長】

今後の進め方として、中身を詰めるのは厳しいと思うのでパワーポイントを1本に編集して切りかえ時間をなくす、そのくらい切り詰めないと厳しいと思います。

質疑応答がゼロとなると、不満は残ります。10分程度で良いので、その時間を確保できるよう、工夫の必要があるかもしれません。

学習会と相談会をセットで行うということで、個別の相談には、後見制度以外の、福祉関係の一般相談的なこともあると思います。でも、これをきっかけに支援につながる貴重な機会だと思います。それも会の趣旨に沿うものと捉えたほうが良いと思います。

本日出た課題とご提案を、来年度の協議会で検討してブラッシュアップしていくことになると思います。

2 令和8年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画（案）について

3 委員改選について（省略）

○事務局説明（資料8）（省略）

○会長説明（追加資料）（省略）

4 その他

【委員】

年が明けてから、障害のグループホームで生活されている方の家族に認知症の症状が出始めて、本人と家族、どちらに対しても成年後見制度の利用や権利擁護の相談をしたいという相談が続いています。きょうだいがいらっしやらない方になると、いとこ、おじ、おばといった、今まで全くかかわってこない方が急にキーパーソンとして挙がってくる場合もあるので、私たちも最初に受ける窓口として、より丁寧にかかわらなければいけないと感じています。

障害のある方が知り合いからお金などをだまし取られるという話がありましたが、本人が友達からおごらされてしまうとか、お金を貸してしまうことが多くて困る、という父母からの相談もあります。本人は善意や、何で友達に貸してはいけないのかという、人間関係の築き方についての難しさの反面、本人の財産を守るということもあり、いろいろな視点から考えなければならないということを、本日のお話や自分自身の経験から感じています。

【委員】

市民講演会の報告で、制度が浸透してきたことにより講演会に関心の高い方が増えているのではないかという評価をお聞きして、なるほどと思いました。

私たちは高齢者支援の立場、認知症のある方の成年後見の申し立て等の相談をお受けしたり、専門職の方につないだりしているのですが、本日報告を伺い、成年後見人が就いたからといってバラ色の未来が待っているわけではなく、多少ネガティブなことも含めていろいろな課題があることを伝えるのも、私たちの役目の一つだと、改めて思いました。

【委員】

後見制度の講演会などの進捗状況を知ることができて勉強になりました。これからケアマネが後見人の方々とかかわる機会は増えると思います。お互いの事業や対応方法について知識不足であると、かかわることに躊躇してしまうので、情報共有ができることが、利用者にとって良い支援につながると思います。今後も積極的に情報共有できるよ

うな場面をつくっていただけると幸いです。

【委員】

学習会のアンケートにも、今後の法改正について聞きたいという意見が複数ありました。恐らく令和8年度中には改正法の内容も明らかになってくると思います。市民の関心が高まってくると思いますので、学習会でも法改正について触れざるを得ないと思います。来年度は一般的な説明で改正の概要に触れて、事例を紹介する際に、法改正後はこういう対応になる、といった説明の工夫が必要になるかと感じています。

【委員】

法改正に関しての関心が高まっているというお話もありましたが、年度を振り返ると、後見のニーズが爆発的に増加している実感があります。利用促進の施策が成功しているものもありますが、そもそものニーズがかなり増え、個々に負担の大きい案件が増えています。

負担が大き過ぎるということもあり、弁護士会では担い手不足がかなり深刻な状況で、武蔵野市で生活をされている方の後見の申し立てをしても、多摩地域ではなくて、23区の事務所の弁護士が選任されるというケースが増えてきているかもしれません。そのような中では、市民後見人の養成と、市民後見人にお力添えいただくのがこれから課題になってくると思います。

武蔵野市として、次はマッチングを検討すべきかと思いますが、マッチングも二極化してきている印象で、軌道に乗って月1回のケース会議でマッチングできている自治体もあれば、連絡協議会自体をこれから立ち上げる自治体もあります。マッチングについて、年2回の協議会本体の中で検討するのは難しいので、別の組織体で検討していければと思います。

【委員】

福祉総合相談窓口ではひきこもりの支援をしていて、家族向けのセミナーを年7回実施しています。家族が高齢化しているということもありましたので、今年度は、福祉公社の方にご協力いただき、親なき後のことなどについて、生活困窮支援の生活自立支援センターの方と、権利擁護センターの方に来ていただいてお話をさせていただいたことがありました。当事者の会でも、親御さんが亡くなったら私はどうなるのか、という不安を抱えている50代の方が非常に多く、グループでお話するときテーマになったりします。こだまネットさんの親なき後講座も、実際はひきこもりの方も興味があるのかなと思いました。

家族セミナーや当事者会では必ず、在宅介護・地域包括支援センターのパンフレットやチラシを配架しています。学習会・相談会の報告を伺っていると、相続や老後の不安

がある方も参加されていると思ったので、情報提供の仕方を一緒に考えられると良いと思いました。

【委員】

武蔵野市で生活保護を受けていらっしゃるのには単身の方、しかも、親族と没交渉であるというケースが非常に多いです。その中で、障害をお持ちだったり、高齢になってきたりして、生活保護を受けているという関係上、お金の使い方が苦手、難のある方が多いので、成年後見制度を使うタイミングを考えながら仕事しているところです。

事務局からの報告でも、市長申し立てが増えてきているということで、やはりと感じます。また、現時点では判断力があるけれども、体が動かなくて、銀行でお金の出し入れができないという方もいらっしゃって、そういった方は現在、福祉公社に別途管理をお願いしていますが、このように後見制度の予備軍みたいな方もたくさんいらっしゃいますので、制度に期待したいと思っております。

それから、1つのアイデアですけれども、学習会は事前申し込みをしてもらっているので、その段階で申込者が聞きたいことをヒアリングした上で、内容を事前に委員の先生方に投げかけて、お話の中で触れていただくと、参加する方の満足度が上がるんじゃないかと思います。

【委員】

先ほどもありましたとおり、高齢者の市長申し立て件数が伸びていて、過去10年で令和7年度が最も多いです。感想としては、成年後見の申し立てができる親族がいたとしても、高齢で手続きができないということがあったり、あとは本当に身寄りがない方、身寄りがいても没交渉という方が増えてきていると感じています。これからの社会情勢上、高齢者の数も割合も増えることが見込まれるので、講演会や相談会といった普及啓発が今後も重要になってくるのかなと感じました。

【会長】

障害者の「親なき後」といっても、本人の支援と親への支援の両方がセットになってきています。そうすると、障害当事者は障害福祉のほうに相談に乗り、高齢の親は高齢者支援課とか高齢者サイドの支援が入るけれども、同一の家族の中での困りごとなので、いろんな領域や職種が重なり合いながら支援することが今後必要になってくると感じました。

それから、成年後見制度の利用が増えていく、ということのほかに、今後の制度改革の議論では、社会福祉法も変わり、今まで成年後見制度としていた部分の一部を、社会福祉法の支援で、ということも増えて、後見制度か福祉かというよりは、両方細かく重ねるといった支援になっていくという感じがします。

そういった仕組みを協議会の場で確認し、検討することが私たちの役割の1つだと思いますので、今後ともみなさまにご協力いただきながら検討、議論させていただければと思います。

それでは本日のネットワーク連絡協議会を終了いたします。ありがとうございました。